

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十一月三十日

喜納昌吉

参議院議長 千景殿



日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書

私が提出した「日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問主意書」（第一六五回国会質問第二三号）に対する本年一月二四日付けの答弁書によると、両国間には一九三五年以前から領事関係があつたのとのことである。

そこで、再度、以下のとおり質問する。

一 本年一〇月二六日付けの外務省文書「最近の日・エルサルバドル関係」には、両国の「基本的関係」は「伝統的に友好協力関係（外交関係樹立・一九三五年）」と記されているが、一九三五年以前から領事関係という広い意味での国交があるにもかかわらず、このように記した理由を明らかにされたい。また、領事関係樹立の時点をもって友好関係の開始時とすべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 両国間の領事関係が開始された年月日、経緯、当時の日本の内閣総理大臣名及びエルサルバドルの大統領名を明らかにされたい。また、領事関係の樹立を望んだ日本側及びエルサルバドル側の理由についてもそれぞれ示されたい。

右質問する。

